

11 開催します! 隣保館カラオケ練習会

日時/7月14日(土)、22日(日)午前9時~正午
場所/かわせみ荘
問い合わせ/隣保館(☎581・3861)へ。

12 開催します! 在宅介護者おしゃべりサロン

社会福祉協議会では、在宅介護者が集える場として「おしゃべりサロン」を開催します。介護者同士で悩みや苦勞を話し合ってみませんか。
日時/7月20日(金)午前10時~正午
場所/かわせみ荘1階教養娯楽室
対象/在宅で介護している家族、過去に在宅で介護していた家族
内容/介護の悩みの相談やおしゃべりサロン
申し込み/不要
問い合わせ/社会福祉協議会(☎581・8523)へ。

募集

13 募集します! フリーマーケット出店希望者

日時/7月1日(日)午前10時~午後2時 ※雨天中止
場所/寄居町役場庁舎前ロータリー
対象/町内在住の個人、またはグループ
募集店舗数/50店舗
出店規模/7㎡程度
販売品目/出店コーナーに収まり、持ち運びできる大きさのもの
申し込み/6月20日(水)午後1時30分~3時30分に、総合体育館・アタゴ記念館ホールで申し込みを受け付けます。※電話での申し込みはできません。
問い合わせ/生活環境課(☎581・2121内線221、222)へ。

14 募集します! 第24回老人福祉センター囲碁将棋大会参加者

日時/7月19日(木)午前9時30分~
場所/老人福祉センター(かわせみ荘1階)
対象/町内在住の60歳以上の方
費用/500円

その他/入賞者には賞状・賞品を贈呈します。なお、全員に昼食・参加賞を用意します。
申し込み/7月14日(土)までに老人福祉センターへ電話、または直接お申し込みください。
問い合わせ/老人福祉センター(かわせみ荘内☎581・3861)へ。

15 募集します! 朗読初級講座受講生

社会福祉協議会では、初級朗読講座を開催します。視覚障害者のための活動(広報よりの録音テープ作成、施設・学校での朗読等)に興味がある方は、この機会に挑戦してみませんか。
日時/7月5日、12日、19日、26日、8月2日、9日、23日(すべて木曜日)午前10時~正午(全7回)
場所/かわせみ荘3階(隣保館)会議室(7月5日、12日)、保健福祉総合センター2階大会議室(7月19日以降)

定員/15人
費用/280円(ボランティア保険料)
内容/朗読ボランティア初級講座
申し込み/6月20日(水)までに社会福祉協議会へ電話でお申し込みください。
問い合わせ/社会福祉協議会(☎581・8523)へ。

16 募集します! 税務職員

受験資格/①平成25年3月までに高校、または中等教育学校卒業見込みの方、②平成24年4月1日現在、高校、または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方、③人事院が①か②に準ずると認める方
申し込み/インターネット 6月26日(火)午前9時~7月5日(水)(受信有効)に人事院のホームページ(http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)へアクセスし、説明に従い入力してください。
郵送・持参 7月2日(月)~10日(火)(通信日付印有効)に関東信越国税局人事第二課、または人事院関東事務局で配布している申込書を、人事院関東事務局(〒330-9712さいたま市中央区新都心1-1さいたま

新都心合同庁舎1号館)へ提出してください。

試験の程度/高校卒業程度

第1次試験

試験日/9月9日(日)
場所/人事院関東事務局が示す場所のうち、受験者の希望するところ
合格発表日/10月11日(木)

第2次試験

試験日等/10月18日(木)~25日(木)のいずれか1日(第1次試験合格通知書で指定する日。場所についても同様)

問い合わせ/人事院人材局試験課(☎03・3581・5311内線2333)、または関東信越国税局人事第二課試験係(☎048・600・3111内線2095、2097)へ。

その他

17 実施しています! クールビズ

町では、地球温暖化防止と夏季に予想される電力不足に備え、昨年よりも期間を延長して節電対策に取り組みます。5月7日から10月31日までの約6カ月間、役場庁舎や町施設の空調温度を29度程度に調整し、職員全体でクールビズに取り組みます。このため、職員がノーネクタイなどの軽装で執務していますが、皆様のご理解ご協力をお願いします。
実施期間/10月31日(水)まで
対象場所/町庁舎および町施設
問い合わせ/財務課(☎581・2121内線325)へ。

18 ご存じですか? 住民票等の第三者交付にかかる本人通知制度

この制度は、代理人や第三者の請求により住民票等が交付されたとき、事前に登録した本人へ交付の事実を通知するものです。身元調査などを目的とした、住民票などの不正取得の早期発見や不正請求の抑制につなげるためのものです。
対象/寄居町に住居登録している方および寄居町に本籍がある方など。
手続き/制度の利用を希望する方は、事前に運転免許証などの本人確認書類と印鑑を持参のうえ、町民課

で登録の申請をしてください。
通知対象/委任状による代理人請求および第三者請求ですが、一部該当しない場合もあります。
その他/詳細はお問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。
問い合わせ/町民課(☎581・2121内線104)へ。

19 特定健康診査・後期高齢者医療健康診査のお知らせ

東日本大震災により、岩手県から他の地域に避難している市町村国民健康保険加入者や後期高齢者医療制度加入者で、次の市町村にお住まいだった方は、住民票を異動していなくても避難先の医療機関等で特定健康診査等を受診できます。
受診の申し込み方法や受診可能な医療機関など、詳細は加入している避難元の市町村へお問い合わせください。

対象市町村/盛岡市、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、岩手町、紫波町、矢巾町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、洋野町、野田村、一戸町
問い合わせ/保険年金課(☎581・2121内線114)へ。

20 平成24年度特定疾患医療給付継続申請受付について

県では、特定疾患の治療を受けている方の経済的負担を軽減し、医療の確立と普及を図るため、医療給付を行っています。有効期限が切れる方については、継続申請手続きをお願いします。
受付場所・期間/熊谷保健所 6月21日(木)~8月3日(金)午前8時30分~午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く
役場6階会議室 7月6日、27日(いずれも金曜日)午前10時~午後1時 ※役場6階会議室は混雑が予想されますので、できるだけ熊谷保健所での申請をお願いします。
問い合わせ/熊谷保健所保健予防推進担当(☎523・2811)へ。

21 ご利用ください! 企業内保育所設置(整備)補助制度

県では、企業での子育て支援の促進と保育所持機児童の解消を図るため、企業内保育所の整備を支援しています。今年度から新たに、共同設置型に対する運営費の補助やアドバイザーを派遣するなど、企業内保育所の設置をさらにバックアップしています。
対象/県内に企業内保育所(単独型、共同型)を設置する法人・団体等
補助対象経費/保育所設置にかかる施設整備費および備品費
補助額/整備費500万円(共同型のみ運営費300~150万円(3年間)あり)
その他/詳細は県のホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kosodate-hoiku-kigyounai.html)をご覧ください。また、企業内保育所の設置を検討している企業等にアドバイザーを派遣しています。
問い合わせ/埼玉県産業労働部ウーマノミクス課(☎048・830・3963)へ。



22 登録審査を受けましょう! 古式銃砲および刀剣類の登録審査会

未登録の古式銃砲や刀剣類を発見し、所持する場合は登録証が必要です。最寄りの警察署に発見の届け出を済ませ、登録審査を受けてください。
日時/7月5日(木)、9月13日(木)、11月8日(木)、平成25年1月8日(火)、3月6日(水)午前10時~11時45分、午後1時~3時
場所/県庁第3庁舎講堂(浦和区高砂3-15-1)
持参する物/登録を希望する古式銃砲・刀剣類、刀剣類(古式銃)発見届出済証(警察署発行のもの)、銃砲刀剣類登録審査通知書(県教育委員会から送付されたもの)、登録手数料(1件につき6,300円の埼玉県収入証紙)
問い合わせ/県教育委員会生涯学習文化財課(☎048・830・6986)へ。

23 自衛隊徒歩行進訓練のお知らせ

航空自衛隊熊谷基地では、隊員の行進能力の維持向上や野外勤務の基礎知識習得を図るため、次の日程で徒歩行進訓練を実施します。行進中はご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。
期日/2日間の徒歩行進訓練を4回行います。
1回目 6月13日(水)~14日(木)
2回目 6月14日(木)~15日(金)
3回目 6月18日(月)~19日(火)
4回目 6月19日(火)~20日(水)
参加者/延べ650人程度
参加車両/1台
隊員服装/作業服(グレーの迷彩色)、鉄帽
隊員携行品/雑のう、水筒、小銃
コース/4回とも、同じコースで徒歩行進訓練を行います。
1日目 東秩父村(午前8時45分出発)~寄居町(風布地区)~長瀨町(午後3時10分着)
2日目 長瀨町(午前7時30分発)~寄居町(西部地区・桜沢地区)~深谷市~熊谷基地(午後3時10分着)
問い合わせ/航空自衛隊第2教育群教務科(熊谷基地内、☎532・3554内線353)へ。

24 農家の皆さんへ。原発事故による農産物の損害賠償について

原発事故による放射性物質の影響で風評被害を受け、農産物の販売額が減少したなどの損害が生じた場合は、東京電力株式会社に対し損害賠償請求をすることができます。損害賠償請求をお考えの方はお問い合わせください(なお、農協や業界団体等を通じて組織的に請求する手続きを進めている方はその方法によってください)。
問い合わせ/東京電力株式会社福島原子力補償相談室(☎0120・926・404、午前9時~午後9時)へ。

